

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

**鳥取県議会規則第1号**

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すとおり改正する。

改正後					改正前				
別表（第13条の2関係）					別表（第13条の2関係）				
名称	目的	構成員	招集権者	備考	名称	目的	構成員	招集権者	備考
略					略				
議会改 革推進 会議	議会の在 り方及び 当面の諸 課題につ いて協議 又は調整 を行う。	議長、副議 長、各交渉 団体から選 出された議 員各2名及 び交渉団体 に属さない 議員から選 出された議 員2名	議長		議会改 革推進 会議	議会の在 り方及び 当面の諸 課題につ いて協議 又は調整 を行う。	議長、副議 長、各交渉 団体から選 出された議 員各2名及 び交渉団体 に属さない 議員から選 出された議 員2名	議長	
政策調 整会議	議員の提 案する政 策条例、 意見書等 （以下 「政策条 例等」と いう。） について 協議又は 調整を行 う。	所属議員が 議員定数の 12分の1以 上の会派か ら選出され た議員各1 名及び当該 会派に属さ ない議員で あって政策 条例等を提 案しようとするもの の代表者1名	議長	当該会派 以外の各 会派の代 表者各1 名及び会 派に属さ ない議員 （政策条 例等を提 案しよう とする者 を除く。） は、当該 会議に出 席して意 見を述べ ることが できる。					

略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。